

ドコモ ガス Supplied by 大阪ガス
個別約款（スマート発電料金契約）

2026年10月1日実施

株式会社NTTドコモ

目 次

1. 用語の定義	1
2. 適用条件	2
3. 適用の限界	2
4. 料金	2
5. 割引制度	2
6. 精算	3
7. 設置確認及び解約等	4
8. その他	4
付則	5
(別 表)	6

1. 用語の定義

本個別約款において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

- (1) 「スマート発電料金契約」とは、当社が別に定める「ドコモ ガス Supplied by 大阪ガス 基本約款」（以下「基本約款」といいます。）及び本個別約款に基づきお客さまと当社との間で締結する自由料金契約をいいます。
- (2) 「家庭用コージェネレーションシステム」とは、ガスを一次エネルギーとしてガスエンジン、ガスタービン、燃料電池等により電力又は動力を発生させるとともに、その際に発生する廃熱を利用する家庭用の熱電供給システム又は熱動供給システムをいいます。
- (3) 「家庭用ガス温水床暖房システム」又は「床暖房」とは、エネルギー源としてガスを使用し、複数の放熱器を接続する機能を有する熱源機により、床下に設置した配管に温水を供給して暖房（温風暖房を除く。）を行うシステムをいいます。
- (4) 「家庭用ガス温水浴室暖房乾燥機」又は「浴乾」とは、エネルギー源としてガスを使用し、複数の放熱器を接続する機能を有する熱源機により温水を供給して、浴室で暖房乾燥を行うシステムをいいます。
- (5) 「太陽光発電システム」又は「太陽光発電」とは、太陽光を電気に変換する太陽電池、パワーコンディショナー（太陽電池が発電した直流電力を住宅で使用できる交流電力に変換する設備をいう。）、及びこれらに付随する設備で構成されるシステムをいいます。
- (6) 「蓄電池システム」とは、定置型で蓄電容量が1 kWh以上の蓄電池及びパワーコンディショナーで構成され、太陽光発電や家庭用コージェネレーションシステムにより発電された電力等を繰り返し蓄え、停電時や電力需要のピーク時等に必要に応じて電力を供給するシステムをいいます。
- (7) 「電気自動車」とは、搭載された電池（燃料電池を除く。）によって駆動される電動機のみを原動機とする検査済自動車又は電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ外部からの充電が可能な検査済自動車をいいます。
- (8) 「V2H」とは、電気自動車に搭載された電池から電力を給電するために直流電力を住宅で使用できる交流電力に変換する回路をもつ定置式の充電設備で、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいいます。
- (9) 「余剰電力買取」とは、家庭用コージェネレーションシステムからの発電余剰電力を大阪ガスが買い取ることをいいます。
- (10) 「専用住宅」とは、居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗・作業場・事務所等業務に使用するために設備された部分がない住宅をいい、「併用住宅」とは、店舗・作業場・事務所等業務に使用するために設備された部分と居住の用に供されている部分とが結合している住宅をいいます。

2. 適用条件

本個別約款は、次の適用条件を満たすお客さまが、本個別約款の適用を希望し、当社が承諾した場合に適用いたします。なお、引越し（転入）等の理由で、新たにガスの使用を開始する際に基本約款第34条第2号の大阪ガスによる検査及び調査のための作業で家庭用コージェネレーションシステムの所在が確認できない場合、本個別約款は適用されず、当社が別に定める「ドコモ ガス Supplied by 大阪ガス 個別約款（一般料金S契約）」（以下「個別約款（一般料金S契約）」といいます。）を適用することとします。

(1) 家庭用コージェネレーションシステムを専用住宅又は1需要場所に設置するガスメーターの能力（契約ごとにガスメーターを設置しているお客さま又は基本約款第18条第1項ただし書の規定により料金を算定しているお客さまについてはそのガスメーターの能力の合計とします。）が10立方メートル毎時以下の併用住宅で使用する需要で、お客さまがスマート発電料金契約を希望されること。

(2) ガスエンジン、ガスタービン、燃料電池等の定格発電出力（機器容量）が700W以上5kW以下であること。

3. 適用の限界

当社は、基本約款に基づき、お客さまからの本個別約款の適用の申し出について承諾しないことがあります。

4. 料金

当社は、別表の料金表（各料金表の基本料金、基準単位料金又は基本約款第19条の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金を用います。）を適用して料金を算定いたします。

5. 割引制度

(1) 本個別約款を適用されているお客さまで、イの割引種別の適用条件を満たすお客さまに対しては、4に定める料金から1か月につき口の割引額を差し引いたものを料金といたします。ただし、料金算定期間の使用量が0立方メートルの場合は割引の適用は行いません。

イ 割引種別

割引種別は次のとおりといたします。複数の割引種別が適用となる場合は、最大3つまで適用することができるものとし、割引率は適用となる割引種別の割引率の合計といたします。ただし、②及び③は重複適用できません。また、割引率の合計が9パーセントを上回る場合は、割引率は9パーセントといたします。

割引種別	適用条件	割引率
①床暖房及び浴乾	スマート発電料金契約の需要場所において床暖房及び浴乾を設置し、季節に応じ日常的に使用していること	4パーセント
②太陽光発電	スマート発電料金契約の需要場所に設置され、かつ当該需要場所の居住の用に供する部分に電力を供給している太陽光発電を使用していること	3パーセント
③蓄電池又はV2H	スマート発電料金契約の需要場所に設置され、かつ当該需要場所の居住の用に供する部分に電気を供給している蓄電池システム又はV2Hを使用していること	3パーセント
④余剰電力買取	スマート発電料金契約の需要場所において大阪ガスとの間で余剰電力買取契約を締結し、家庭用コージェネレーションシステムで発電された余剰電力の買取を開始していること	2パーセント

ロ 割引額

割引額＝4に定める料金×イの割引率（1円未満の端数切り上げ）

- (2) 割引上限額は、1契約1か月につき4,400円（消費税等相当額を含みます。）といたします。割引額が4,400円（消費税等相当額を含みます。）を上回る場合は4,400円（消費税等相当額を含みます。）といたします。
- (3) 割引制度の適用を希望されるお客さまは、当社にお申し込みいただきます。また、適用する割引の変更についても、原則として、当社にお申し込みいただきます。なお、割引の変更日は、当該お申し込みがあった日以降、所定の手続きを完了した後の最初の定例検針日といたします。

6. 精算

- (1) 2の条件を満たさないでガスをご使用の場合、原則として、当社は条件を満たさなくなった日以降最初の定例検針日（当該日が定例検針日と同日の場合はその日とし、6(2)及び7(3)において同じ。）までさかのぼって個別約款（一般料金S契約）に定める料金とすでに料金としてお支払いいただいた金額との差額を精算させていただきます。
- (2) 5の割引制度を適用されているお客さまで、その適用条件を満たさないでガスをご使用の場合、原則として、当社は条件を満たさなくなった日以降最初の定例検針日までさかのぼって適用すべき条件に基づいて算定した料金とすでに料金としてお支払いいただいた金額との差額を精算させていただきます。

7. 設置確認及び解約等

- (1) 当社又は大阪ガスは、家庭用コージェネレーションシステム・床暖房・浴乾・太陽光発電・蓄電池システム・V2Hが設置・使用されているかどうかを確認させていただく場合があります。この場合には、正当な事由がない限り、住宅への立ち入りを承諾していただきます。なお、立ち入りを承諾していただけない場合、新たに申し込まれたお客さまについては、当社はスマート発電料金契約の申し込みを承諾しない若しくは申し込まれた割引の適用を行わないこととし、既にスマート発電料金契約を締結されているお客さまについては、他の契約種別への変更、契約の廃止又は適用されている割引の変更等を行うことといたします。
- (2) 家庭用コージェネレーションシステム・床暖房・浴乾・太陽光発電・蓄電池システム・V2Hを取り外した場合若しくは使用しなくなった場合、家庭用コージェネレーションシステムが継続的に発電停止状態に至った場合又は余剰電力買取契約を解約した場合は、ただちにその旨を当社へ連絡していただきます。床暖房・浴乾・太陽光・蓄電池システム・V2Hを取り外した場合若しくは使用しなくなった場合又は余剰電力買取契約を解約した場合は、適用する割引を変更いたします。家庭用コージェネレーションシステムを取り外した場合若しくは使用しなくなった場合又は家庭用コージェネレーションシステムが継続的に発電停止状態に至った場合は、スマート発電料金契約から他の契約種別への変更又は契約の廃止等を行うことといたします。なお、当社又は大阪ガスは、大阪ガスの余剰電力買取契約のご契約状況等を確認させていただく場合があります。
- (3) (1)又は(2)に基づく解約日若しくは割引種別の変更日は、当社が2又は5に定める適用条件を満たさなくなったことを覚知して所定の手続きを完了した後の最初の定例検針日といたします。

8. その他

その他の事項については、基本約款を適用いたします。

付則

1. 本個別約款の実施期日

本個別約款は、2026年10月1日から実施いたします。ただし、6(1)の規定は、条件を満たさなくなった日以降最初の定例検針日が2026年10月末日以前の場合、条件を満たさなくなった日以降最初の定例検針日から2026年10月定例検針日までの期間の使用量に基づく料金に関しては、「一般料金S契約」を「一般料金契約」に読み替えるものといたします。

(別 表)

料 金 表

1. 料金表

① 料金表A

イ) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	3,600.00円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------	------------------------------

ロ) 基準単位料金

1立方メートルにつき	81.44円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	---------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款19の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。